

複数の社外取締役/役員選任法の開示

企業統治 国際化促す

金融庁指針案

金融庁と東京証券取引所は25日、企業統治指針をつくる有識者会議を開き、社外取締役を2人以上置くよう促す指針原案を提示した。海外投資家にとって分かりにくい日本の企業慣習の透明性を高めるため、企業間で株式を持ち合う場合は株主に理由を説明するよう求めるなど、5つの柱で構成する。2015年の導入を目指す。

企業統治（コーポレートガバナンス）の強化は、安倍晋三政権が6月にまとめた新成長戦略の柱の

金融庁・東証の企業統治指針は5本柱だ	
基本原則	主な内容
①株主の権利・平等性の確保	持ち合い株の狙いなどを具体的に説明
②従業員・顧客などとの協働	女性活用を促進する
③透明性の確保	取締役の選任・報酬の決め方を開示
④取締役会の責務	社外取締役を複数にするよう促す
⑤株主との対話	投資家と対話する取締役を指定する

とめた新成長戦略の柱の統一だ。金融庁と東証が具体策を詰めており、25日まとめた指針案では①日まじめな指針案では①持ち合い株の狙いを説明する②女性の活用を含む社内の多様性を確保する③取締役の選任方法を開示する④社外取締役を2人以上選任する⑤株主と建設的な対話を行う――などを掲げた。

企業統治策は東証1部・2部に上場する約2380社が対象になる見通しだ。今回の案は指針にとどまるため、各企業は

統一強化策をすべて採り入れる義務はないが、導入しない場合は理由などを開示するよう求められる。投資家にとって、新指針をどうまで各企業は採り入れたか情報開示するよう求める。柱の一つは社外取締役を2人以上置くよう促した。指針案では少なくとも2人以上とし、国際的に事業展開する大企業には自主判断で取締役会の「3分の1以上の社外取締役を選任する」ことも明記した。

東証1部上場の約1800社のうち複数の社外取締役を置くのは全体の3分の1にとどまる。産業界には「複数化するなら」東証1部企業に限っても2100人の人材が必要になる」（日本監査役協会の太田順司最高顧問）など人材確保に懸念がある。そのため金融庁は、複数の社外取締役をすぐに導入しない企業でも13年後に向け人材を選定中などの開示で容認する考えだ。

米国ではニューヨーク証券取引所が上場企業に社外取締役を過半数にするよう求める規則を設けているほか、英国でも同様の指針がある。金融庁は海外からの投資を増やすために日本企業の統治方法を透明にするよう求めており、日本の指針も米英の基準に近づける。

金融庁と東京証券取引所が企業統治指針をつくるのは、日本企業の成長率（ROE）は平均8%

維持し株の保有理由や取締役の選任・報酬の決定方法も開示するよう求めた。欧米では株式持ち合いはほとんどない。日本の持ち合いは投資先が事業不振に陥っていても黙認するような「もたれ合い」があるとして海外投資家の評判が悪い。情報開示を強化して透明性を高める狙いだ。

ほかにも株主が企業と直接対話できるよう、窓口となる取締役を指定するなど体制づくりを求める。買収防衛策がなぜ必要か株主に十分説明することも盛り込んだ。

台と米国の半分程度にとどまり、政府は今年6月の新成長戦略でROEの向上を取り上げた。ただ官主導の規制には産業界から反発の声もあり、経営の自由度を損なわない工夫も欠かせない。

デフレ脱却を主要課題に掲げる安倍晋三政権は、300兆円を超える企業の内部留保を設備投資や賃上げに振り向けた。とりわけ社外取締役を複数置くよう求める議論では、有識者会合でも「社外取締役の数が増えれば企業収益も高まる」という因果論が出た。企業の収益力を高める工夫は必要だが、その手段を丁寧

産業界、官主導の規制懸念

産業界には「複数化するなら」東証1部企業に限っても2100人の人材が必要になる」（日本監査役協会の太田順司最高顧問）など人材確保に懸念がある。そのため金融庁は、複数の社外取締役をすぐに導入しない企業でも13年後に向け人材を選定中などの開示で容認する考えだ。

資や賃上げに振り向けた。とりわけ社外取締役を複数置くよう求める議論では、有識者会合でも「社外取締役の数が増えれば企業収益も高まる」という因果論が出た。企業の収益力を高める工夫は必要だが、その手段を丁寧